

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令の番号	昭和23年法律第242号
不利益処分の種類	組合の解散命令	根拠条項	第124条の2
処分基準	当該条項の規定のとおりとする		
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課
			目次 NO 52